

「道路運送法の基礎知識」



神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門
令和7年7月30日

区 分	種 類	種 別	運行の態様別	代表的な運行形態
旅客自動車運送事業 (法2条)	一般旅客自動車運送事業 (法3条)	一般乗合旅客自動車運送事業 (法4条) (乗合旅客の運送)	路線定期運行 (省3条の3)	・路線バス ・コミュニティバス ・乗合タクシー (定時定路線型)
			路線不定期運行 (省3条の3)	・コミュニティバス ・乗合タクシー ・デマンド型交通
			区域運行 (省3条の3)	
		一般貸切旅客自動車運送事業 (法4条) (1個の契約で11人以上の自動車を貸切で行う旅客運送)	・貸切バス	
		一般乗用旅客自動車運送事業 (法4条) (1個の契約で11人未満の自動車を貸切で行う旅客運送)	・タクシー	
	特定旅客自動車運送事業 (法43条)		・工場従業員の送迎バス	
国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送 (法21条)				・鉄道代行バス ・イベント送迎シャトルバス
自家用自動車による有償の旅客運送 (法78条)	自家用有償旅客運送 (法78条2項・79条)	交通空白地有償運送 (省51条) (公共ライドシェア)		・自治体バス ・交通空白地有償運送
		福祉有償運送 (省51条)		・福祉有償運送
	国土交通大臣の許可を受けて行う運送 (法78条3号)		・ 日本版ライドシェア ・幼稚園バス	
	災害のため緊急を要するときに行う運送 (法78条1号)			

法 = 道路運送法
省 = 道路運送法施行規則

「路線定期運行」(路線を定めて定期的に運行する(=ダイヤ通り)自動車による乗合旅客運送)**であることが原則**

経営許可にあたって必要な事項

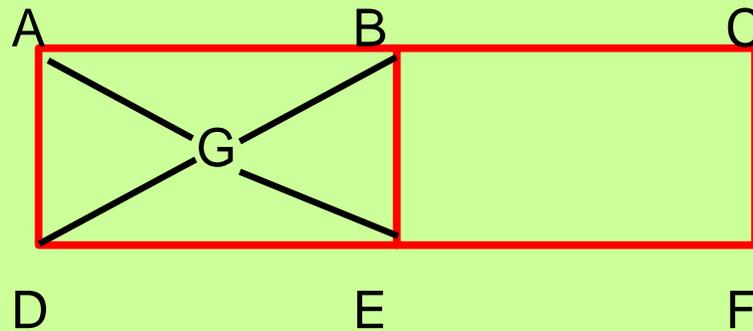
- 定員11人以上の車両を常用5両＋予備車1両以上
(バリアフリー基準適合であること)
 - 営業所・乗務員の休憩施設・車庫
 - 必要な人員(運行管理者・整備管理者・乗務員等)
 - 路線(運行する道路)・停留所
 - それらを賄う資金
 - 法令遵守
- 等

このほか、自社の収益の根拠となる「運賃」の設定、利用者との利用条件の根拠となる「運送約款」を制定し、国土交通大臣の認可を受けなければなりません(本日は運賃については触れません)

また、許可を得た路線上をどのようなダイヤで運行するか(運行計画)を定め、国土交通大臣に届出て、停留所などに通過時刻を掲示しなければなりません

路線と系統

- 路線・・・一般乗合旅客自動車運送事業者が営業運行する認可を得ている道路
- 系統・・・単独又は複数の路線(道路)を組み合わせ、運行する「パターン」



この例では

路線: 赤色が塗られた道路

系統: 1系統 A発 C行(B経由)

2系統 A発 C行(D・E・F経由)

3系統 A発 E行(D経由)

4系統 A発 C行(D・E・B経由)

などが設定可能

一方で、赤色が塗られていない道路(黒色) 経由は設定できない

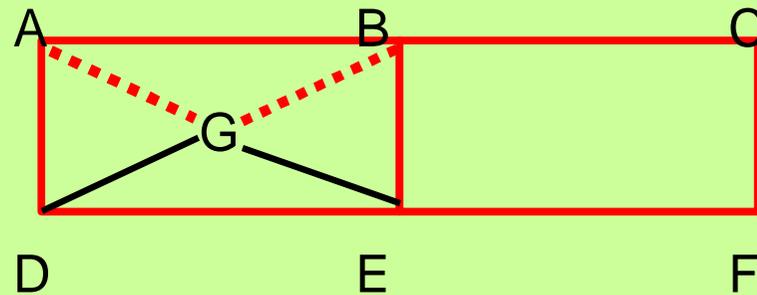
例えば 「A発 C行(G・B経由)」

や

「A発 E行(G経由)」

は路線として認められていない道路を経由するため、系統として設定できない。

一般乗合旅客自動車運送事業



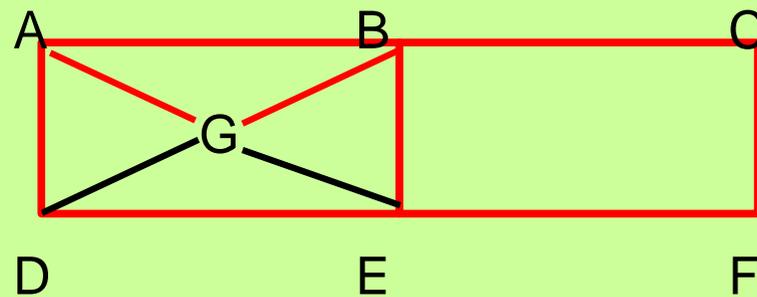
1系統	A発	C行(B経由)
2系統	A発	C行(D・E・F経由)
3系統	A発	E行(D経由)
4系統	A発	C行(D・E・B経由)

- 路線の新設の手続き
事業計画変更認可申請

例えば、5系統としてA発 C行(G・B経由)を新設 → 路線「A→G→B」を新設

事業計画変更認可申請(路線新設)は認可までの標準処理期間は3ヶ月
(地域公共交通会議での協議が整った場合は概ね1ヶ月を目処としますが、新設予定が決まっている場合は会議の早期の開催をお願いします)

一般乗合旅客自動車運送事業



1系統	A発	C行(B経由)
2系統	A発	C行(D・E・F経由)
3系統	A発	E行(D経由)
4系統	A発	C行(D・E・B経由)
5系統	A発	C行(G・B経由)

- 系統のダイヤ変更・新設廃止・増減便等の手続き

原則30日前までに国への事前届出

(例外: 変更内容が軽微な場合は7日前までの届出、遅滞なく(事後)届出)

例えば、3系統を廃止・4系統を増便・6系統としてA発 E行(B経由)を新設

- 運行経路(路線)休廃止の手続き

原則6ヶ月前までに国への事前届出

例外: 地域公共交通会議の合意、代替路線があるなどの「旅客の利便を阻害しない場合」には30日前までの事前届出

例えば、2系統を廃止 → 路線「E→F→C」も廃止(休止)(6ヶ月前までの届出)

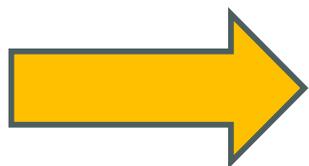
一般乗合旅客自動車運送事業

コミュニティバス・乗合タクシー・デマンド交通の導入などでは、以下のような乗合事業の必要性が高まっています

- **路線不定期運行** (路線を定めて不定期に運行する)
- **区域運行** (路線定期運行・路線不定期運行以外)
- **定員11人未満の車両の導入**
- **使用車両数5両未満での実施**
- **バリアフリー基準非対応車両の導入** (マイクロバスなど)
(路線定期運行のみ 路線不定期運行・区域運行は対象外)
- **地域の支援などの地域・関係者の合意のもと、運賃設定を柔軟にしたい(※)**



神戸市灘区乗合デマンド交通「おばのやま号」出発式



地域公共交通会議 (※路線定期運行の運賃については、運賃を協議する協議体)での協議が整うことで柔軟な取扱が可能

経営許可にあたって必要な事項

- 定員11人未満の車両を神戸市域(※)では10両、その他の地域では5両(※※)(※ 神戸市域＝神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、川辺郡)
(※※ 県内の一部地域では5両未満でも可能とする例外あり)
- 営業所・乗務員の休憩施設・車庫
- 必要な人員(運行管理者・整備管理者・乗務員等)
- それらを賄う資金
- 法令遵守

等が必要

さらに、自社の収益の根拠となる「運賃」の設定、利用者との利用条件の根拠となる「運送約款」を制定し、国土交通大臣の認可を受けなければならない

現在、神戸市域・東播磨地域(加古川市、高砂市、加西市、小野市、三木市、三田市、西脇市、加東市、加古郡及び多可郡)・姫路・西播磨地域(姫路市、赤穂市、相生市、宍粟市、たつの市、神崎郡、佐用郡、揖保郡及び赤穂郡)においては原則として新規許可・増車が認められません。

一般貸切・一般乗用事業は「1個の契約により自動車を貸切って旅客を運送する事業」
 = 複数の利用者とそれぞれ契約をした場合、1両の車に混乗(乗合)させることは
できません (道路運送法第3条)

しかし、大型バスが必要なほどの輸送量が見込まれないような実証実験などでは、「一般乗合旅客自動車運送事業」での対応が難しい場合が・・・

一般乗合事業者によることが困難な場合において一般貸切・一般乗用事業者が**一時的な需要のために**国土交通大臣の許可を得た場合「乗合運送」が可能に。(道路運送法第21条)
 → **「21条許可」**

許可となる例

- ・ 一時的なイベント時の観客輸送
- ・ 鉄道の工事運休などによる代替バス
- ・ **「各種実証実験」を実施する際に主催者(市・町)などからの要請を受けた場合**



芦屋市乗合タクシー実証実験(写真提供 芦屋市)

地域における移動手段の確保に向けて～自家用有償旅客運送の活用～

- 地域の交通事業者による輸送サービスの提供が困難な場合に、**農業協同組合（JA）、商工会、RMO、観光協会等の多様な主体**の協力を得て、**地域における移動手段を確保する仕組み（自家用有償旅客運送制度）**の活用が考えられます。

移動手段を提供する体制

(運送主体)	市町村、NPO法人、一般社団法人（観光協会等）、農業協同組合、商工会、RMO 等 ※ 自ら運送主体となることができない株式会社等（日本郵便、宿泊施設等）も、車両や運転手等を運送主体に提供することにより、運送に協力・参画することが可能です！
(使用車両) (ドライバー)	自家用車（白ナンバー） 第1種運転免許の保有、大臣認定講習の受講等（講習時間は130分（交通空白地有償の場合））

運送の対価

タクシーの**約8割**を目安

登録要件

- 安全体制を確保すること（運行管理・整備管理の責任者の選任等）。
- 自治体が主催する地域公共交通会議において、**地域の関係者**（※）における協議が調うこと。
（※）地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者、事業者団体等

活用可能な支援措置の一例

「交通空白」解消緊急対策事業 など

その他

自家用有償旅客運送サービス提供時等の事故の賠償をカバー（対人・対物）する**保険加入により、リスク軽減**を図ることが可能。



「自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）ハンドブック」を参照ください

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001851070.pdf>

- 地域の足の確保はまずはバス・タクシーといった既存の交通事業者の協力をいただくことを検討ください。
- その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受けて「自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)」を活用することができます。
- 登録の対象者：市町村、一般社団法人、自治会 などの非営利団体
(株式会社などの営利企業が運営で協力することは可能)

公共交通空白地有償運送

バス、タクシー等の公共交通機関によっては地域住民・来訪者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、市町村・NPO法人等が、地域公共交通会議での協議内容に基づき、実費の範囲内(営利とは認められない範囲)の対価によって自家用自動車を使用して運送を行うもの

(参考)福祉有償運送

タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、NPO法人等が、実費の範囲内(営利とは認められない範囲)の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービス

(新たな制度創設に向けた議論、制度の内容)

- タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度(自家用車活用事業)を創設
- 本制度の創設に当たっては、以下の点が議論され、これを踏まえて、下記のとおり許可基準を措置
 - ・有償での旅客運送においては、①車やドライバーの安全性、②事故時の責任、③適切な労働条件といった観点に留意することが大前提
 - ・需要の急激な上昇時に、タクシーを補完する機能を加えることが効果的
 - ・供給過剰に陥らないよう留意することが不可欠

【許可基準】

- ・対象地域、時期及び時間帯並びに車両数
 - タクシーが不足する地域等や不足車両数を、国土交通省が配車アプリ等のデータに基づき指定していること
- ・資格要件
 - タクシー事業の許可を受けていること
- ・管理運営体制
 - 運行管理、車両の整備管理や研修・教育を実施する体制が整えられていること
 - 安全上支障のないよう、勤務時間を把握すること
- ・損害賠償能力
 - タクシー事業と同等の任意保険(対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上)に加入していること

道路運送法第78条

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。
 3号 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(自家用車活用事業の展開)

- 令和6年4月、東京、神奈川、愛知、京都でサービス提供開始
- 札幌、仙台、埼玉、千葉、大阪、兵庫、広島、福岡の不足車両数を公表、多くのタクシー事業者が実施意向を表明
- 大都市部以外の地域においても、軽井沢町の申し出により、令和6年4月よりサービス提供開始(令和6年5月現在、この他25営業区域で実施意向あり)



▲出発式

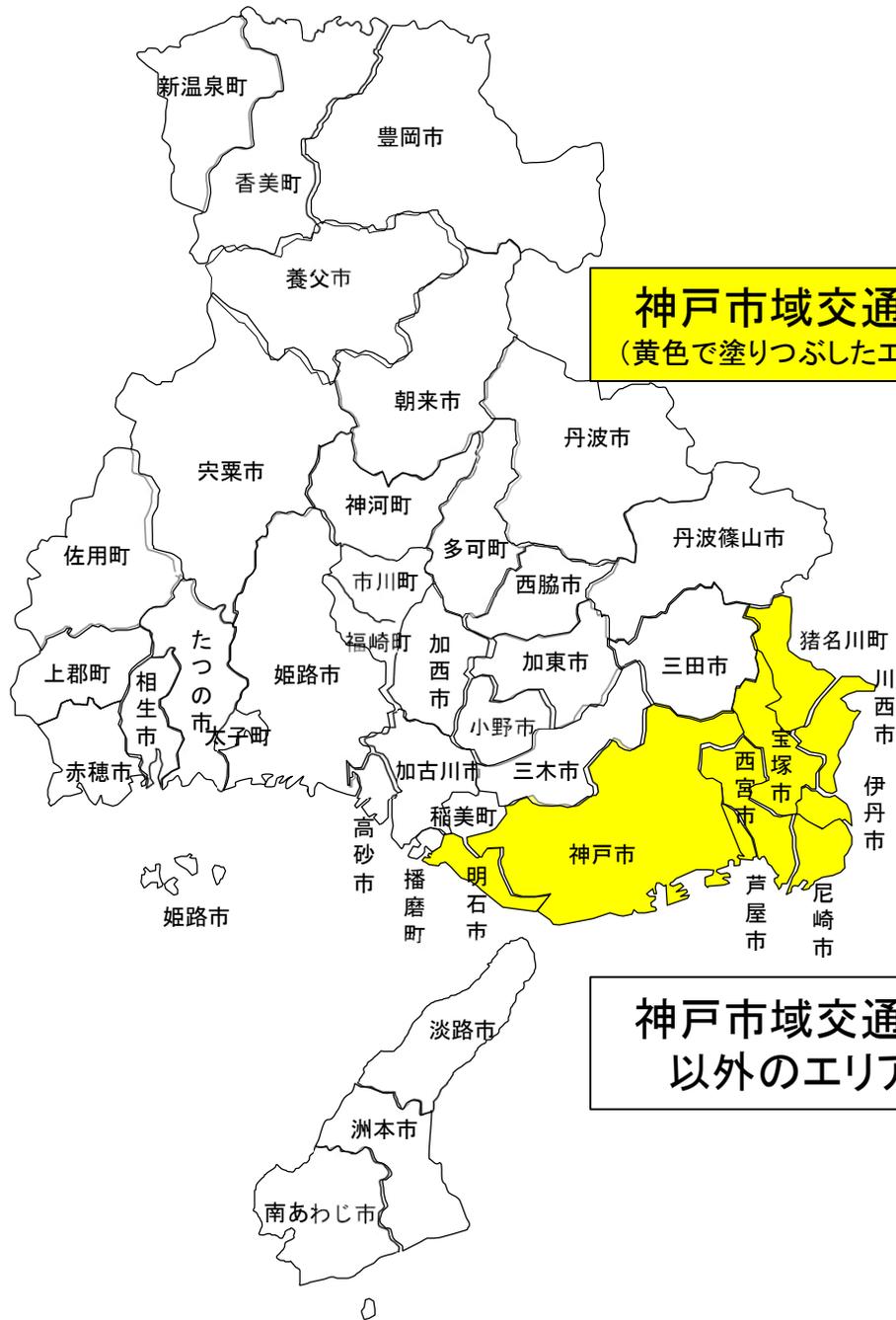


▲自家用車の点検整備



▲一般ドライバーの遠隔点呼(デジタル技術の活用)

R6.5.15交通政策審議会自動車分科会中間とりまとめ資料より



不足車両数(R6.4.26公表)

水・金 0時台~3時台 100台
金・土 17時台~翌日5時台 510台



R6.5 公表した不足車両数の半分を許可

現在の許可車両 水・金 50台
金・土 255台

「日本版ライドシェアのバージョンアップ」として対象となる日時の拡大が行われている

タクシー会社を実施意向がある場合のみなし不足車両数

金・土 16時台~翌日5時台
当該営業区域のタクシー車両数の5%
(対象曜日・時間帯、車両数について、不足する場合の例外あり)

または

営業区域内の自治体が、特定の曜日及び時間帯における不足車両数を兵庫陸運部へ申し出た場合は、その内容を不足車両数とみなす。

➡ まずは兵庫陸運部にご相談を

- 許可・登録を要しない運送の解釈については、類似の通達が発出されてきた結果、利用者や実施者はもとより運輸局・運輸支局にも若干わかりにくくなっているところ。
- 地域における移動資源の確保が困難になっている中、バス・タクシーや自家用有償旅客運送の果たす役割を補完する観点からも、改めて許可・登録を要しない運送についての考え方を整理した。
- また、複数の通達が存在することは混乱を招くことから、許可・登録を要しない運送に係る現在の通達をすべて廃止し、1つの通達にまとめる。

目次

- ①無償運送について
 - 新たに実費の対象として**保険料・車両借料**を追加しました。
- ②宿泊施設&介護施設の付随送迎
 - **商店等への立ち寄り・観光スポットへの送迎も可能**であることを明記しました。
- ③ツアー&ガイドに係る付随送迎
 - **ツアーやガイドに付随して運送が可能**であることを明記しました。
- ④運送サービスの有無で料金に差を設ける場合
 - **実費の収受が可能**であることを明記しました。
- ⑤地縁団体が行う運送サービス
 - **会費で行う運送サービスが可能**であることを明記しました。

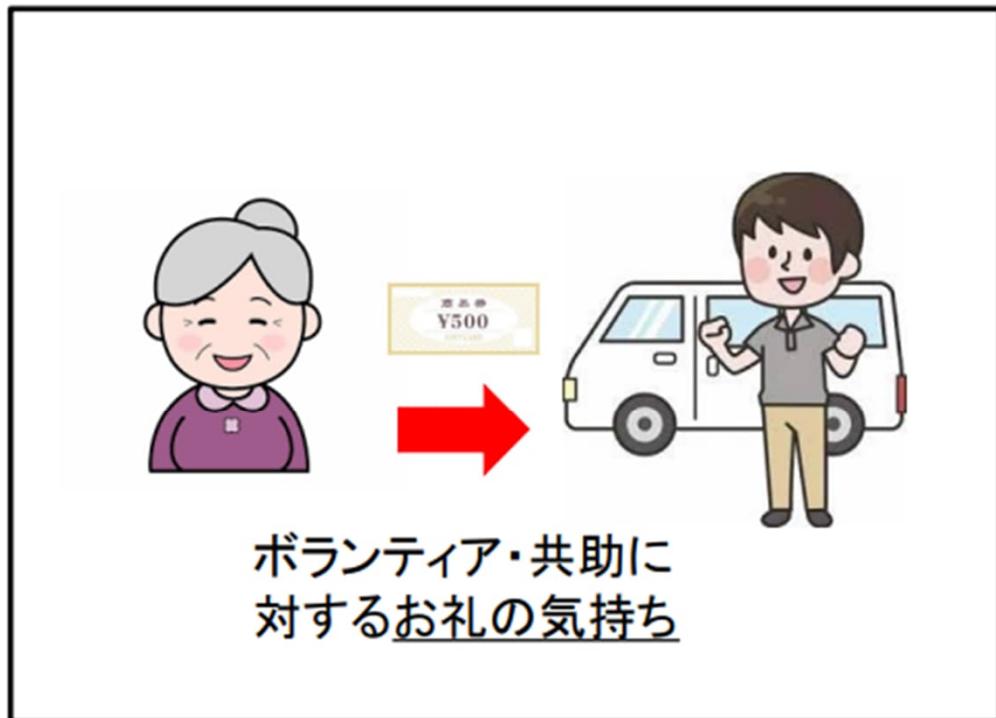
①無償運送について

○無償運送については、道路運送法による規制がなく、自由に行えます。また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。

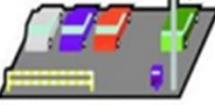
○以下の行為は無償運送に伴って行えます。有償運送とはならないので許可等は必要ありません。

- ①謝礼の支払い
- ②実費の請求及び支払い

謝礼の支払い

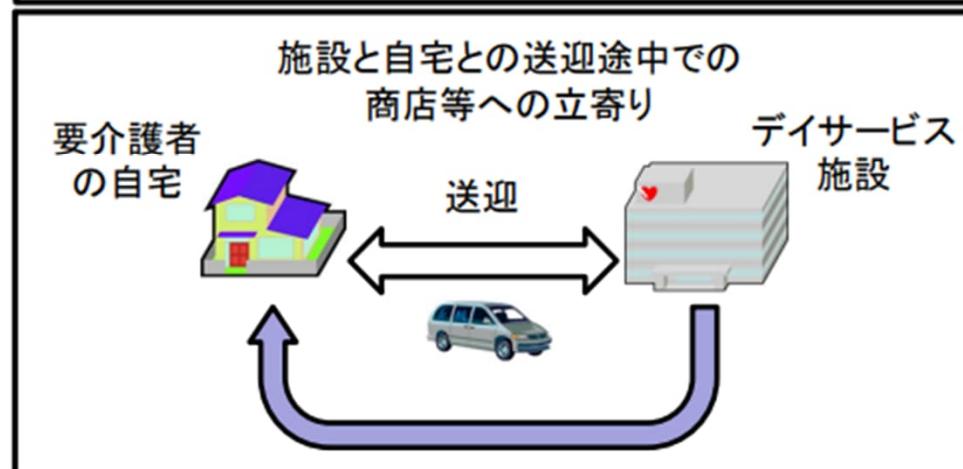
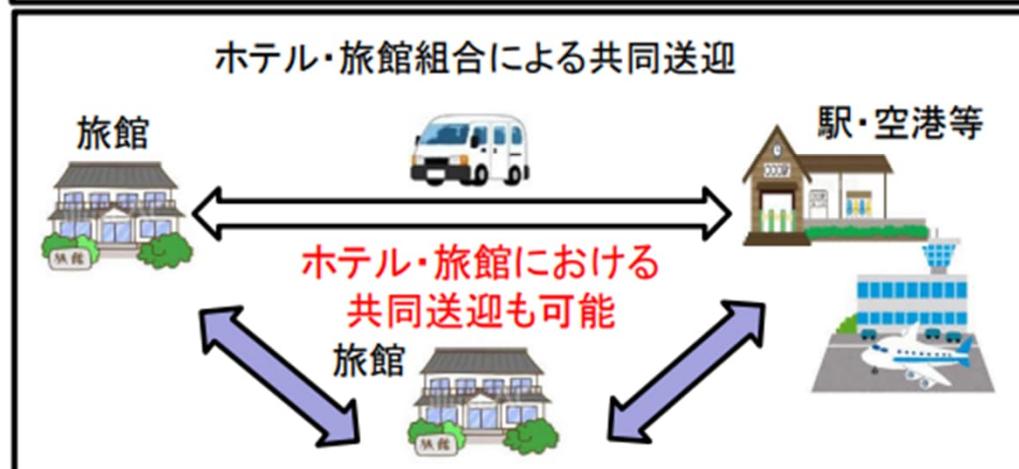
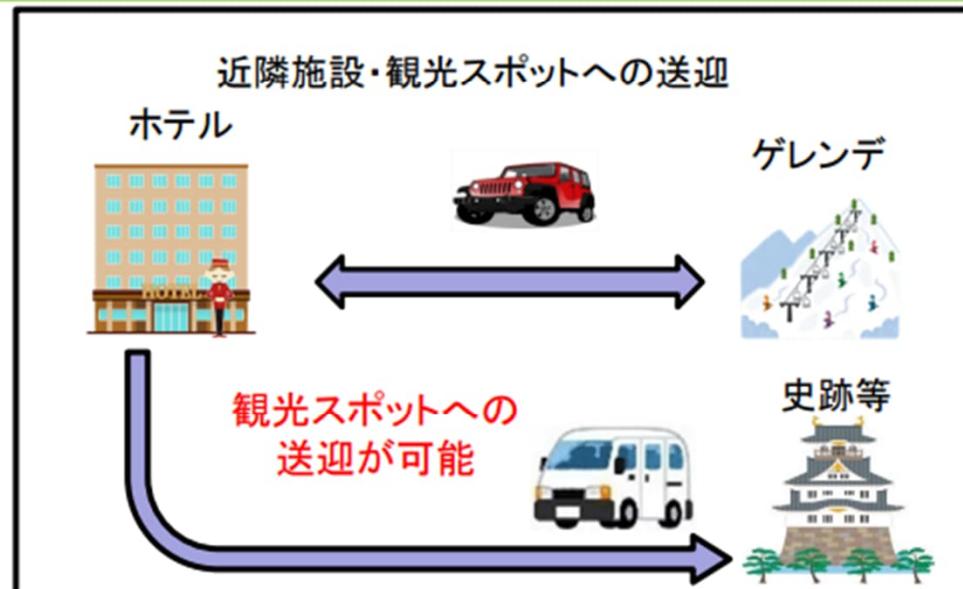
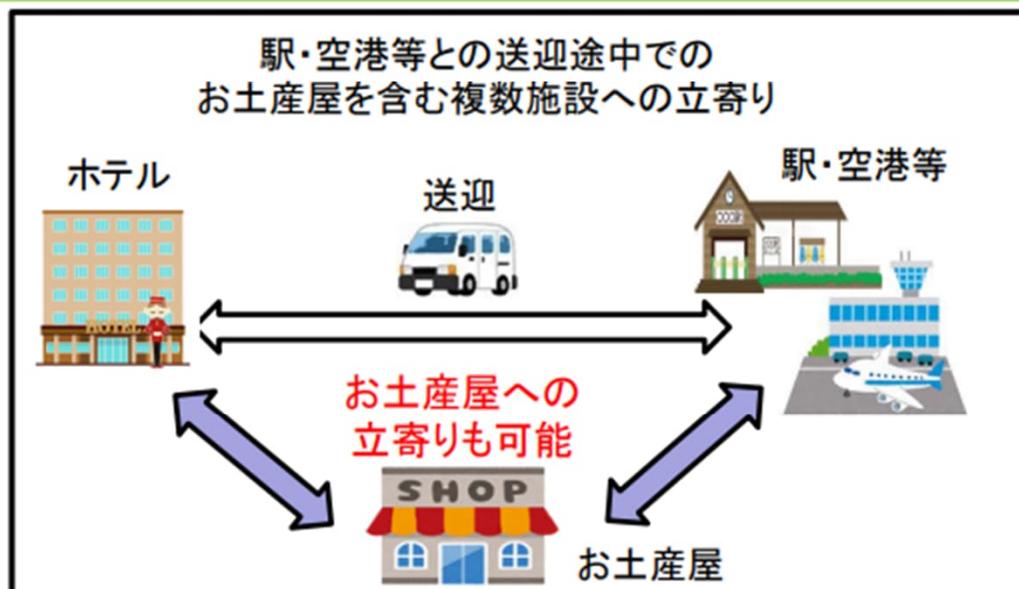


実費の請求・支払い (実費とは以下の項目を指します)

- ①ガソリン代等の燃料費 
- ②有料道路使用料 
- ③駐車場代 
- ④移動サービス専用保険料 
- ⑤運送を行うために発生した車両借料 

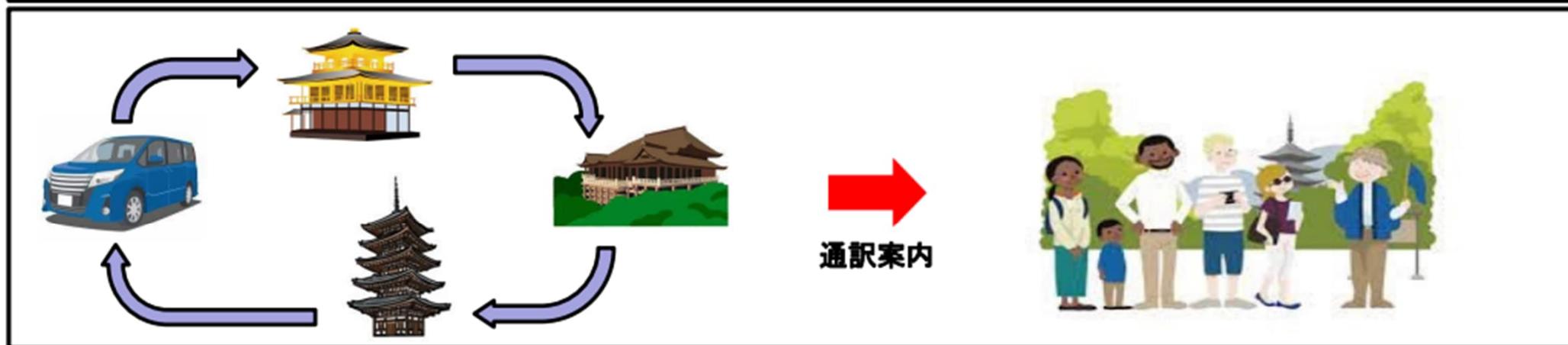
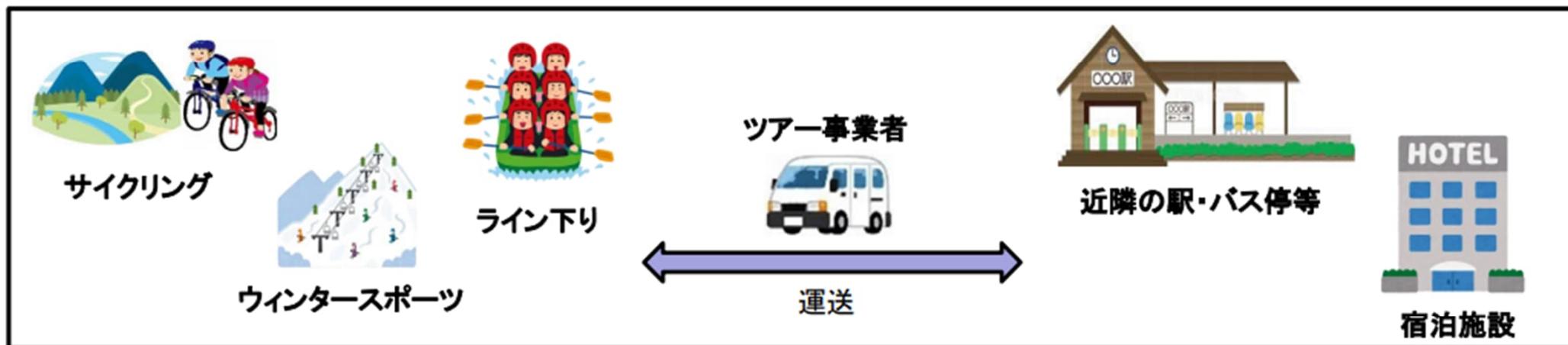
②宿泊施設 & 介護施設の利用に付随する送迎

- 宿泊施設や介護施設の利用者を対象とする送迎において、送迎に対する反対給付がない場合に許可等は必要ありません。
- この場合、利用者からの依頼に応じて、以下の送迎を行うことも可能です。



③ ツアー & ガイドに付随する送迎

- ツアー等のサービス提供者が、ツアー利用者を近隣の駅・バス停・宿泊施設等からツアー実施場所まで運送する場合に、**運送に対する反対給付がなければ**、許可等は必要ありません。
- 通訳案内士等の公的資格を有する観光ガイドが、ガイドの為に利用者を運送する場合において、**運送に対する反対給付がなければ**、許可等は必要ありません。



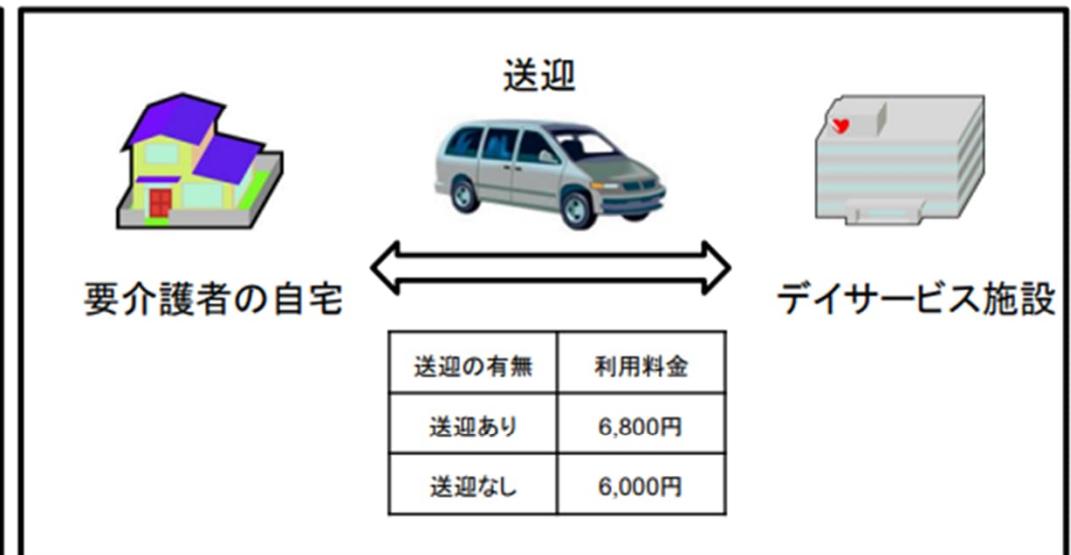
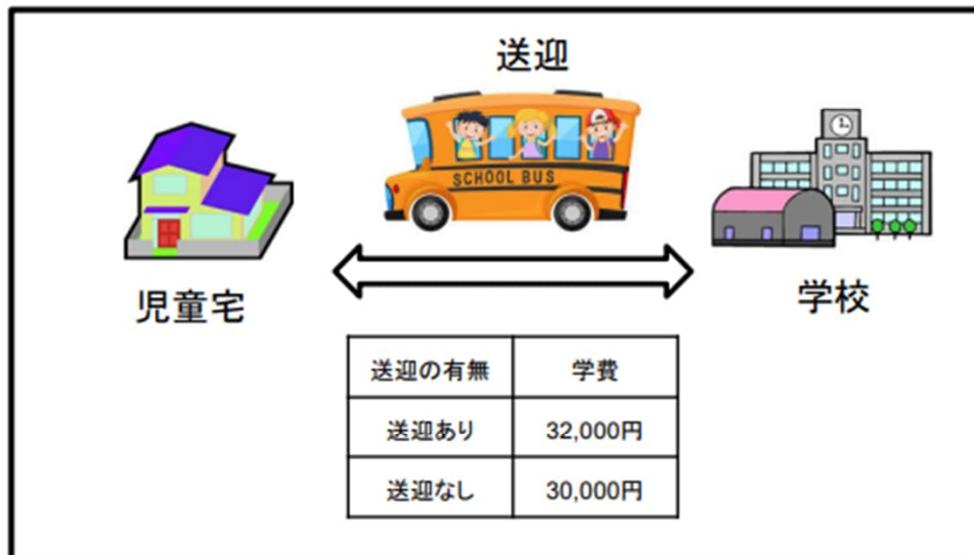
※ただし、ツアーやガイドと称していても、提供されるサービスの実態が目的地への運送のみである場合は**許可等を要することとなります。**

④ 運送サービスの有無で施設の利用料金等に差を設ける場合の扱い

- 有料の施設利用に付随する運送サービス、宿泊施設における運送サービス、幼稚園等の送迎に係る運送サービスについて、運送サービスの利用の有無によって利用料や宿泊料に差を設ける場合であっても、**当該差額が運送サービスに要する実費の範囲内であれば**、許可等は必要ありません。

この場合の実費について

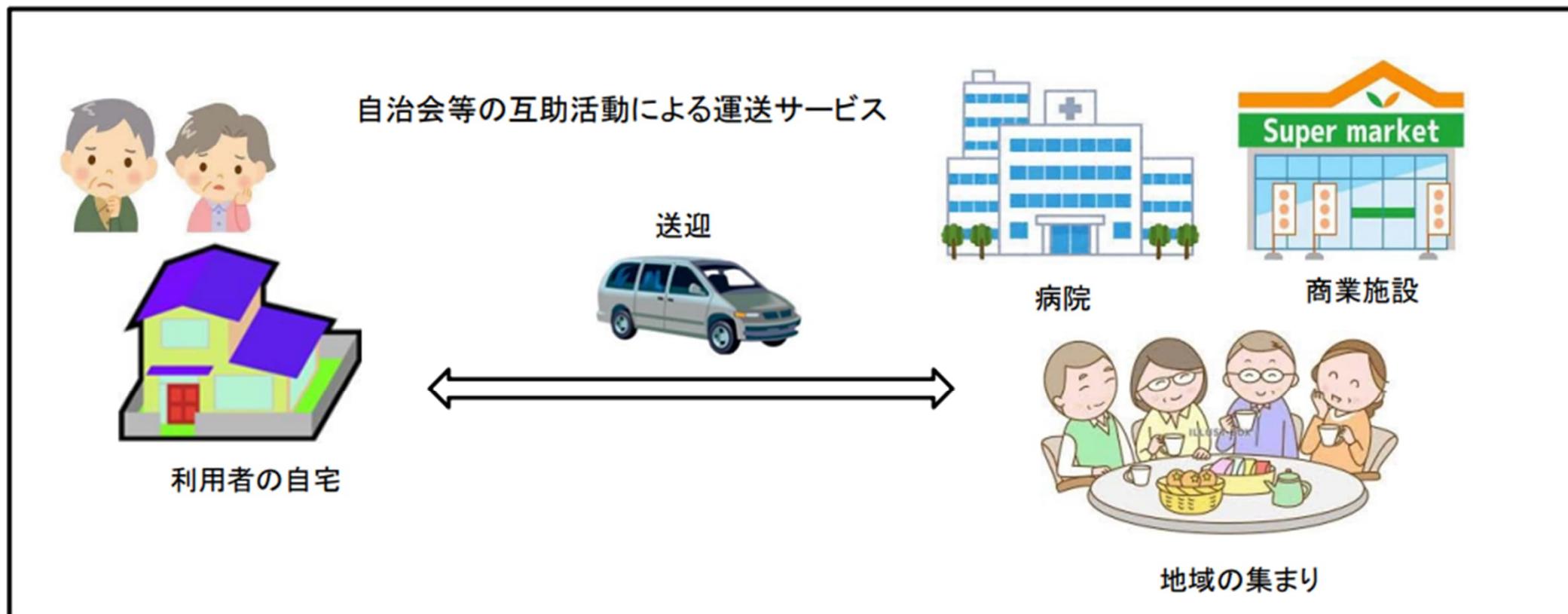
1ページ記載のガソリン代等の実費が対象となるのはもちろん、当該車両が、主として送迎を要する利用者のためだけに購入・維持されていることに鑑み、実費の範囲に「車両償却費、車検料、保険料等」の車両の維持費を含めることも差し支えありません。



※ただし、幼稚園等において、利用者から運行に係る人件費相当を収受する場合は「通学通園に係る自家用自動車の有償運送の取扱いについて(平成9年6月17日付自旅第101号)」に基づき、**許可を要することとなります。**

⑤地縁団体が行う運送サービス

- 社会福祉協議会、自治会・町内会、マンション管理組合等の地縁団体の活動として、**会員が負担する会費で行う運送サービスについては、許可等は必要ありません。**
- この場合、以下の行為が可能です。
 - ①会費で車両を調達すること
 - ②会費から当該サービスを提供するための運転者に報酬を支払うこと
 - ③運送サービスの利用の有無に応じて会費に差を設けること(ただし、差額が実費の範囲内である場合に限る。)



不明な点は遠慮なく
ご相談ください

神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門

神戸市東灘区魚崎浜町3-4-2
TEL：078-453-1104